

「かさいまちあそび」実施に向けた感染拡大予防ガイドライン

本ガイドラインは、「かさいまちあそび」の実施に向け、プログラム開催時における感染拡大予防のための留意点について、内閣府の「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインにおける各業種に共通する基本的事項」を参考にしてまとめたものです。

なお、感染拡大の兆候や県内におけるクラスターの発生があった場合、中止・延期等の適切な対応を行います。

また、主催するプログラムでクラスターの発生があった場合は、県の協力要請に基づき適切な対応をお願いします。

1. 参加者に求めること

参加者募集に際し、感染拡大防止のために参加者が遵守すべき事項を明確にして、協力を求めることが重要です。また、これを遵守できない参加者には、他の参加者の安全を確保する等の観点から、プログラムへの参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知することが必要です。

なお、プログラム主催者（以下「主催者」という。）は参加者に対し以下のことを求めることとします。

(ア) 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせること

- ① 体調が良くない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
- ② 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- ③ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合。

(イ) プログラム参加中のマスク着用と、こまめな手洗いアルコール等による手指消毒

2. プログラム開催当日の受付時の対応

主催者は、プログラム当日の参加受付時に参加者が密になることへの防止や、安全にプログラムを開催・実施するため、以下に配慮して受付事務を行うことが必要です。

(ア) 受付窓口には、手指消毒剤を設置すること

(イ) 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛けること

(ウ) 発熱者を体温計で特定し、入場を制限すること

(エ) 受付を行うスタッフには、マスクを着用させること

(オ) プログラム参加者の把握し、またその情報を約 2 週間保管すること

(カ) 追跡システムの登録について

- ① 主催者は、プログラムを兵庫県新型コロナウイルス追跡システムに自身のプログラムを登録し、参加者に対して兵庫県新型コロナウイルス追跡システムの登録を義務付け

ること

3. プログラム実施時の対応

- (ア) スタッフにマスクの着用を義務付けること
- (イ) 人と人との距離をできるだけ2 m 以上離れるよう会場のレイアウトを工夫すること
- (ウ) 会場の換気を行うこと（2つの窓を同時に開けるなどの対応も考えられる）
- (エ) 参加者が共用する道具等はこまめに消毒すること
- (オ) 飲食物を取り扱うプログラムの場合
 - ① 参加者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること
 - ② 飲料については、ペットボトルや使い捨ての紙コップで提供すること
 - ③ 参加者が同じトング等で大皿から取り分ける方法を避け、一人分を小皿に取り分けるなどの工夫を行うこと